

運営委員会(オンライン会議)

◇日 時 11月19日(木) 19:00~21:00
◇場 所 (一社)山梨県自動車整備振興会 会議室
◇出席者 運営委員 30名 (オンライン参加3名)
◇勉強、体験会 運営委員会開始前に、Zoomアプリの勉強、体験会 (Zoom設定、接続方法、使用方法等) 開催
◇審議内容 (1) 今後の正副部長会議及び運営委員会等の開催スケジュールについて
(2) 各委員会(広報・技術・交流・経営)活動予定等について
(3) 第5回AMS山梨青年部の集いについて
(4) インターネット(HP等)について
(5) その他



=お知らせ=

令和2年度 CO・HC測定器定期校正の実施計画について

認証工場を対象とする標記定期校正を通達に基づき、下記により実施致します。
また、該当支部の事業場（認証工場）には追って案内しますが、予めご承知下さい。

支 部	実 施 日	実 施 場 所	時 間
日 下 部	令和3年1月28日(木)	振 興 会 実 習 場	9:00~16:00
甲 府 南	2月 3日(水)	振 興 会 実 習 場	9:00~16:00
市 川	2月19日(金)	久 保 田 自 動 車 工 業	9:30~16:00

車検・点検案内はがき「お楽しみくじ」11月分当選発表

事業場	認証	支部	事業場	認証	支部
青柳自動車工業所	1 6	甲府西	前沢自動車工業	7 4 9	南アルプス北
(有) 大木自動車	9 2 2	甲府西	(有) 花輪	3 3 1	市川
(有) アユザワ自動車	1 2 7	甲府南	河野自動車整備工場	9 6 3	市川
(株) キリン自動車	4 1 1	甲府南	カーショップ昭和	1 2 7 7	市川
(有) 塩部モータース	1 8 9	甲府北	中富自動車整備工場	6 8 2	南巨摩北
東洋モータース (株)	9 7 2	甲府北	山田自動車整備工場	8 5 6	南巨摩北
末木モータース	4 3 1	峡北	御坂自動車修理工場	1 6 5	東八
(株) 下井出	1 0 3 5	峡北	(株) 田辺自動車	1 1 3	塩山
(有) 輿石自動車工業	6 6 5	韮崎	福田オート	4 4 7	塩山
山本自動車整備工場	6 9 9	韮崎	後藤モータース	5 0 9	塩山
田中自動車工場	9 9 6	韮崎	岳麓マツダ自動車 (株)	2 9 2	岳麓
ヤザキオート	1 1 5 1	韮崎	東信自動車整備工場	3 1 4	岳麓
新津モータース	4 1 3	南アルプス南	宝興自動車整備	1 0 0 8	大月
早川自動車整備工場	4 1 8	南アルプス南	杉林モータース	7 8 6	都留
山梨機械整備工業所	5 8 8	南アルプス南	(有) 赤坂オートサービス	8 9 3	都留

今月の配布物について

○「リーフレット【リフト事故撲滅を目指して】」の配布について

「一般社団法人日本自動車機械工具協会」では、自動車整備用リフトの使用に伴う事故を防止するため、全国の整備事業者にリーフレットやポスターを配布するなど、事故防止対策を推進しているところですが、2010年から2019年までで、人身事故55件を含む194件のリフト事故が発生している状況です。

この状況を鑑み全国の整備事業者の方々にリフトの正しい使い方や保守点検の必要性を改めて理解していただくための啓発活動を行うこととし、「リフト事故撲滅を目指して」のリーフレットを改訂しました。

会員の皆様に配布いたしますので、各事業場におかれましても整備用リフトによる事故を防止するための啓発活動にご活用下さい。



自動車整備事業場における 新型コロナウイルス感染予防対策ガイドラインについて

本ガイドラインは、（一社）日本自動車整備振興会連合会が対処方針や新型コロナウイルス感染症専門家会議の分析・提言等を踏まえ、自動車整備事業場を運営する事業者が個々の事業場の実態に応じた新型コロナウイルス感染予防対策を行う際の基本的事項について、参考として整理したものです。

自動車整備事業場を運営する事業者は、対処方針の趣旨・内容を十分に理解した上で、本ガイドラインに示された「感染防止のための基本的な考え方」と「講じるべき具体的な対策」等を踏まえ、個々の事業場の様態、規模等を考慮した創意工夫を図りながら、新型コロナウイルスの感染予防に取り組むとともに、社会基盤としての役割を継続的に果たすよう努めて下さい。

また、自らの事業場の感染予防対策に留まらず、情報の提供・共有などを通じ、他の事業者の感染拡大防止対策の支援に積極的に貢献することをお願いします。

1. 講じるべき具体的な対策

（1）感染予防対策の体制

- ・事業主が率先し、新型コロナウイルス感染防止のための対策の策定・変更について検討する体制を整える。
- ・国・地方自治体・業界団体などを通じ、新型コロナウイルス感染症に関する正確な情報を常時収集する。

（2）従業員向けの対策

①健康確保

- ・従業員に対し、可能な限り朝夕2回の体温測定を行った上で、その結果や新型コロナウイルスへの感染を疑われる症状の有無を報告させ、体調の思わしくない者は自宅待機とする。特に、息苦しさ、だるさ、味覚・嗅覚障害といった体調の変化が無いか重点的に確認する。また、勤務中に体調が悪くなった従業員は、医療関係者の助言を得るなどし、必要に応じ直ちに帰宅させ、自宅待機とする。
- ・発熱などの症状により自宅で療養することとなった従業員は、毎日、健康状態を確認した上で、症状がなくなり、出社判断を行う際には、学会の指針3などを参考にする。症状に改善が見られない場合は、医師や保健所への相談を指示する。
- ・上記については、事業場内の請負労働者や派遣労働者についても請負事業者・派遣事業者を通じて同様の扱いとする。

②通勤

- ・時差出勤、ローテーション勤務（就労日や時間帯を複数に分けた勤務）、変形労働時間制、週休3日制など、様々な勤務形態の検討を通じ、通勤頻度を減らし、公共交通機関の混雑緩和を図る。
- ・自家用車など公共交通機関を使わずに通勤できる従業員には、道路事情や駐車場の整備状況を踏まえ、通勤災害の防止に留意しつつこれを承認することが考えられる。

③勤務

- ・従業員が、できる限り2メートルを目安に、一定の距離を保てるよう、作業空間と人員配置について最大限の見直しを行う。
- ・従業員に対し、始業時、休憩後を含め、定期的な手洗いを徹底する。このために必要となる水

道設備や石けんなどを配置する。また、水道が使用できない環境下では、手指消毒薬を配置する。

- ・従業員に対し、勤務中のマスクの装着を促す。特に、複数名による共同作業など近距離、接触が不可避な作業工程では、これを徹底する。
- ・気温・湿度の高い中での作業において、人と十分な距離（2メートル以上）を確保できる場合には、マスクをはずす。マスクを着用している時は、負荷のかかる作業を避け、周囲の人との距離を十分にとった上で、適宜マスクをはずして休憩をとるとともに、こまめに水分を補給する。
- ・窓が開く場合1時間に2回以上、窓を開け換気する。建物全体や個別の作業スペースの換気に努めるとともに、熱中症予防のためにエアコンの温度設定をこまめに調整する。なお、機械換気の場合は窓開放との併用は不要である。
- ・寒冷な場面（寒い環境）でも適切な換気（機械換気や室温が下がらない範囲での常時窓開け（窓を少し開け、室温は18°C以上））や加湿器等の設置により適度な保湿（湿度40%以上を目安）に努める。
- ・シフト勤務者のロッカーをグループごとに別々の時間帯で使用することなどにより、混雑や接触を可能な限り抑制する。
- ・朝礼や点呼などは、小グループにて行うなど、一定以上の人数が一度に集まらないようにする。

④休憩・休息スペース

- ・共有する物品（テーブル、椅子等）は、定期的に消毒する。
- ・使用する際は、入退室の前後の手洗いを徹底する。
- ・喫煙を含め、休憩・休息をとる場合には、できる限り2メートルを目安に距離を確保するよう努め、一定数以上が同時に休憩スペースに入らないよう、休憩スペースの追設や休憩時間をずらすなどの工夫を行う。
- ・特に屋内休憩スペースについては、スペースの確保や、常時換気を行うなど、3つの密を防ぐことを徹底する。
- ・食堂などで飲食する場合は、時間をずらす、椅子を間引くなどにより、できる限り2メートルを目安に距離を確保するよう努める。施設の制約等により、これが困難な場合も、対面で座らないようにする。

⑤トイレ

- ・便器は通常の清掃で問題ないが、不特定多数が使用する場所は清拭消毒を行う。
- ・トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。
- ・ハンドドライヤーは利用を止め、共通のタオルは禁止し、ペーパータオルを設置するか、従業員に個人用タオルを持参してもらう。

⑥設備・器具

- ・設備の制御パネル、レバーなど、作業中に従業員が触る箇所について、作業者が交代するタイミングを含め、定期的に消毒を行うよう努める。設備の特性上、消毒できないものは、個人別の専用手袋などを装着して作業にあたる。
- ・工具などのうち、個々の従業員が占有することが可能な器具については、共有を避ける。共有する工具については、定期的に消毒を行う。
- ・ドアノブ、電気のスイッチ、ゴミ箱、電話、共有のテーブル・椅子などの共有設備については、頻繁に洗浄・消毒を行う。
- ・ゴミはこまめに回収し、鼻水や唾液などがついたゴミがある場合はビニール袋に密閉する。ゴミの回収など清掃作業を行う従業員は、マスクや手袋を着用し、作業後に手洗いを徹底する。

※設備や器具の消毒は、次亜塩素酸ナトリウム溶液やエタノールなど、当該設備・器具に最適な消毒液を用いる。

⑦事業場への立ち入り

- ・一般向けの施設見学や外部関係者の立ち入りは、必要性を含め検討し、立ち入りを認める場合には、当該者に対して、従業員に準じた感染防止対策を求める。

⑧従業員に対する感染防止策の啓発等

- ・従業員に対し、感染防止対策の重要性を理解させ、日常生活を含む行動変容を促す。このため、これまで新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が発表している「人との接触を8割減らす、10のポイント」⁵や「『新しい生活様式』の実践例」⁶を周知するなどの取組を行う。
- ・公共交通機関や図書館など公共施設を利用する従業員には、マスクの着用、咳エチケットの徹底、車内など密閉空間での会話をしないこと等を徹底する。
- ・作業服などを貸与している場合、従業員がこまめに洗濯するよう促す。
- ・患者、感染者、医療関係者、海外からの帰国者、その家族、児童等の人権に配慮する。
- ・新型コロナウイルス感染症から回復した従業員やその関係者が、事業場内で差別されることなどがないよう、従業員に周知啓発し、円滑な職場復帰のための十分な配慮を行う。
- ・発熱や味覚障害といった新型コロナウイルス感染症にみられる症状以外の症状も含め、体調に思ひたくない点がある場合、濃厚接触の可能性がある場合、あるいは、同居家族で感染した場合、各種休暇制度や在宅勤務の利用を奨励する。
- ・過去14日以内に政府から入国制限されている、または入国後の観察期間を必要とされている国・地域などへの渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある場合、自宅待機を指示する。

(3) お客様への対応

①来店時

- ・入口および店舗内に手指の消毒設備（アルコール消毒液等）を設置する。
- ・入店の際に手指の消毒を依頼する。
- ・店舗内では、マスクの着用を依頼する。
- ・受付カウンターがある場合、可能であれば、アクリル板・透明ビニールカーテンなどを設置し、従業員とお客様の間での飛沫感染を防止する。
- ・カウンター、記入台、筆記具等の頻繁な清拭消毒を行う。
- ・寒冷な場面（寒い環境）でも適切な換気（機械換気や室温が下がらない範囲での常時窓開け（窓を少し開け、室温は18℃以上））や加湿器等の設置により適度な保湿（湿度40%以上を目標）に努める。

②店舗内清掃

- ・アルコール溶液や市販されている界面活性剤含有の洗浄剤や漂白剤溶液を用いて清掃する。
- ・通常の清掃後に、不特定多数が触れる環境表面を、始業前、始業後に清拭消毒することが重要であり、ドアノブやエレベーターのボタン、階段の手すり、カウンター、申し込み台、共用パソコンなどは、定期的にアルコール液で拭く。
- ・手が触れることがない床や壁は、通常の清掃で良い。

③店舗内トイレ（※感染リスクが比較的高いと考えられるため留意する。）

- ・便器内は、通常の清掃で良い。
- ・不特定多数が接触する場所は、清拭消毒を行う。
- ・トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。
- ・ペーパータオルを設置するか、個人用にタオルを準備する。
- ・ハンドドライヤーは止め、共通のタオルは禁止する。
- ・常時換気をオンにしておくなど換気に留意する。

④納車車両

- ・運転席回りのハンドル、操作レバー、スイッチ類、タッチパネル、ドアノブ等について必要に

応じ納車前に清掃消毒を行う。

(4) 従業員に感染者が確認された場合の対応

- ・保健所、医療機関の指示に従う。
- ・感染者の行動範囲を踏まえ、感染者の勤務場所を消毒し、同勤務場所の勤務者に自宅待機させることを検討する。感染者の人権に配慮し、個人名が特定されることがないよう留意する。なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的とした個人データの取り扱いについては、個人情報保護に配慮し、適正に取り扱う。事業場内で感染者が確認された場合の公表の有無・方法については、上記のように個人情報保護に配慮しつつ、公衆衛生上の要請も踏まえ、実態に応じた検討を行うものとする。

(5) その他

- ・保健所との連絡体制を確立し、保健所の聞き取りなどに協力する。

街頭検査実施結果について

定期点検整備の促進と不正改造車排除を図るため、標記街頭検査が実施されました。
なお、街頭検査の結果は以下のとおりです。

日時	実施場所	参加者	摘要
11月5日（木） 10：00～11：30	大月市 笛子町 地方整備局敷地内	運輸支局 自動車技術総合機構 警察 振興会 整備局	総検査車両数 不良車両数 整備命令 口頭警告 車検切れ

【主な不適合箇所】

口頭注意 タイヤの摩耗、マーカーランプ(赤色)、後部側方反射器破損
整備命令 回転灯の取付

「年末年始の輸送等に関する安全総点検の実施」について

12月10日（木）から令和3年1月10日（日）までの間、令和2年度「年末年始の輸送等に関する安全総点検」を実施する旨、山梨運輸支局より通達がありました。

標記運動へのご理解とご協力をよろしくお願ひいたします。

令和2年度年末年始の輸送等に関する安全総点検実施細目（抜粋）

山梨運輸支局

○実施時期

令和2年12月10日（木）～令和3年1月10日（日）

○重要点検事項及び点検項目

(1) 飲酒運転や薬物運転等を行わないための安全対策の実施状況

- ① 飲酒運転防止に対する指導・啓発運動を実施しているか。
- ② 飲酒を習慣にしている人を把握し、翌日に業務がある場合の飲酒等について指導しているか。
- ③ 覚せい剤や危険ドラッグ等の薬物使用防止に対する指導・啓発活動を実施しているか。

(2) 車両の日常点検整備、定期点検整備等の実施状況（特に大型自動車の脱輪事故防止対策及びスペアタイヤ等の定期点検実施状況）

- ① 車輪脱落事故や車両火災事故及び車体腐食事故をはじめとした整備不良事故を防ぐため、自動車点検基準に基づく日常点検及び定期点検が実施されているか。特にホイール・ナット及びボルトの緩み等について確認しているか（※）。また、自動車の点検整備等に関する社内規定の内容について、整備管理者等への周知徹底が図られているか。
(※)については、車両総重量8トン以上または乗車定員30人以上の自動車に限る。
- ② 車輪脱落事故を防ぐため、以下の点について徹底しているか。（車両総重量8トン以上または乗車定員30人以上の自動車に限る。）
 - I. 計画的にタイヤ交換作業を行っているか。
 - II. ホイールナット及びボルトの緩み等について、特に左後後輪の車輪脱落が多いことにも留意して、運行前点検で確認をしているか。
 - III. 冬用タイヤへの交換作業は、正しい知識を有した者に実施させているか。
 - IV. ホイール・ボルト、ホイール・ナット、ホイールの鋲の状況を確認し、鋲が除去が不可能なものは交換しているか。
 - V. 冬用タイヤへの交換を実施した後、50km～100km走行後にホイール・ナットの増し締めを実施しているか。
- ③ スペアタイヤ取付装置、スペアタイヤの取付状況、ツールボックスの取付部について3ヶ月毎の定期点検を実施しているか。（車両総重量8トン以上または乗車定員30人以上の自動車に限る）

(3) 新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインの遵守状況、新型インフルエンザ対応マニュアル、事業継続計画の策定状況、対策に必要な物資等の備蓄状況及び職場における感染防止対策の周知・徹底状況などの感染症対策の実施状況

- ① 新型コロナウイルス感染症に関する業種別の感染拡大予防ガイドラインを踏まえた対策の着実な実施に努めているか。
- ② ポスター類の掲示、放送などにより、公共交通機関の車内・構内等におけるマスク着用、咳エチケット等を呼びかけているか。
- ③ インフルエンザ等の流行に備え、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく事業継続計画、または対応マニュアルが策定されているか。

○実施事項

(1) 整備事業者においては、自動車使用者に対し、日常点検、定期点検整備の励行を指導すること。また、後部座席を含むシートベルト着用の徹底とチャイルドシートの使用の徹底を図ること。

(2) リボンの着用、垂れ幕等を掲出するとともに、点検事項を掲示するなどして総点検の趣旨の徹底を図ること。

路上故障車等に対する特定整備に係る作業の取扱いについて

国土交通省より、標記について下記の通り通知がありましたのでお知らせします。

事故や故障等により道路上等に停止する自動車(以下「路上故障車等」という。)によって、他の交通の妨げになり二次的な事故等につながるおそれがある場合には、当該自動車をその場から緊急に退避させる必要がある。この場合において、当該自動車を必要最小限に移動させるために行う道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号。以下「施行規則」という。)第3条各号に規定する装置の取外し、取付け又は運行補助装置の取付位置若しくは取付角度の変更行為については、今般、下記のとおり整理したので、了知されるとともに、関係者に周知徹底し、遗漏のないよう取り扱われたい。

記

1. 路上故障車等を必要最小限に移動させるために行う装置の取外し行為及び運行補助装置の取付位置若しくは取付角度の変更については、自動車の構造又は装置の機能を正常に保ち又は正常に復することを目的としていないことから、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第49条第2項の「自動車の整備又は改造」に該当せず、同項の「特定整備」に該当しない。

2. 施行規則第3条各号に規定する装置の取外し行為を行った後の整備若しくは改造(取付け)については、自動車の構造又は装置の機能を正常に保ち又は正常に復することを目的とする行為が含まれていることから「特定整備」に該当する。

ただし、自動車特定整備事業者が路上故障車等を必要最小限の移動をさせるため、必要最小限の応急的な措置として特定整備を行った後に、当該事業者の事業場において、当該応急措置部分に付随する整備作業及び整備主任者によるできばえ確認業務等が行われる場合にあっては、当該整備作業を前提とした一連の作業であることから、必要最小限の応急的な措置として行った特定整備については、事業場外の作業であっても、「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」(平成18年3月2日付け国自整第126号)及び「「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」の細部取扱いについて」(平成18年3月2日付け国自整第127号)によらず、行政処分の対象とはしないこととする。

年末および年始における業務のお知らせ

1. 年末における業務は 12月28日（月） まで、
年始における業務は 1月4日（月） から行います。
2. 年内に検査・登録を行う次の自動車については、
12月14日（月） までに各届出書の提出をお願いします
 - ① 新規検査等届出書の提出が必要な自動車
 - ② 並行輸入自動車届出書の提出が必要な自動車
 - ③ 改造自動車届出書の提出が必要な自動車

皆様のご理解とご協力をよろしくお願いします。

令和2年12月1日
(独) 自動車技術総合機構
関東検査部 山梨事務所

リコール検索システムをご利用ください

整備事業者がリコール情報を確認する方法として、各自動車メーカーのホームページにアクセスし、車体番号等を入力することにより行っていますが、車両により異なるホームページにアクセスしなければならないなど煩雑であることから、国土交通省並びに日本自動車整備振興会連合会（日整連）ではリコール検索システムを展開しております。

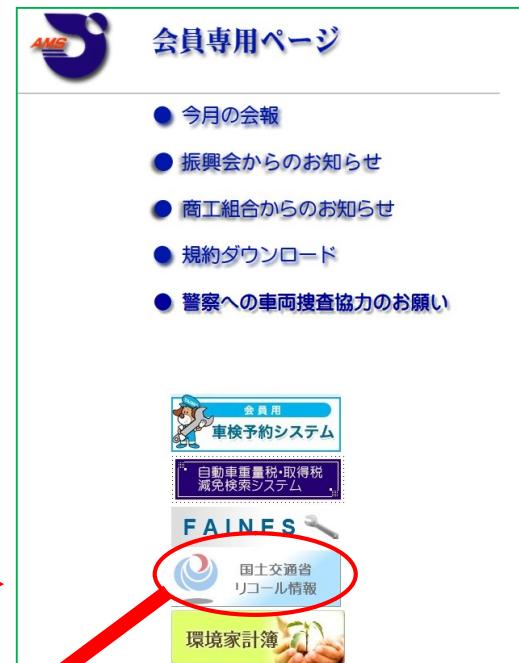
入庫車両のリコール状況を確認する手段として標記検索システムのご利用をお勧めします。

リコール検索システム（国土交通省）（振興会ホームページからリンク）



振興会ホームページ（振興会ホームページからリンク）

会員ページ



会員専用ページ

- 今月の会報
- 振興会からのお知らせ
- 商工組合からのお知らせ
- 規約ダウンロード
- 警察への車両検査協力のお願い

会員用 車検予約システム

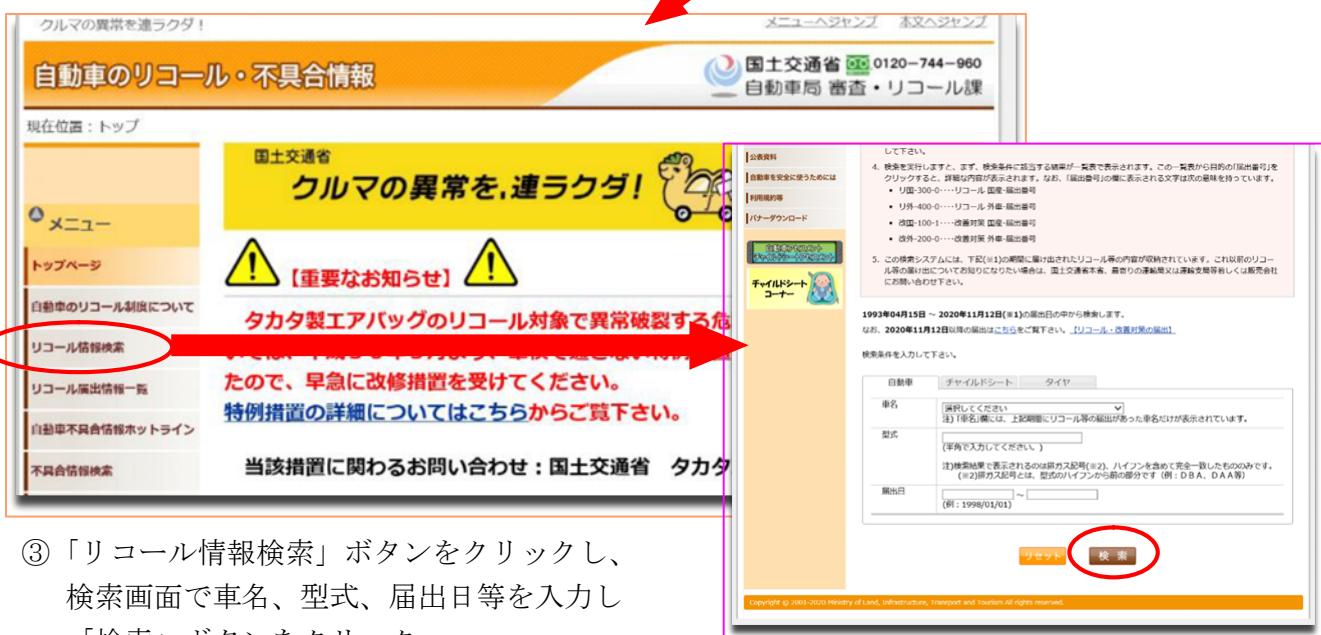
国土交通省
リコール情報

FAINES

環境家計簿

①振興会ホームページ会員ページへ
(ユーザー名 ams パスワード amskai in)

②「国土交通省リコール情報」
ボタンをクリック



自動車のリコール・不具合情報

リコール情報検索

タカタ製エアバッグのリコール対象で異常破裂する危
たので、早急に改修措置を受けてください。
特例措置の詳細についてはこちらからご覧下さい。

当該措置に関するお問い合わせ：国土交通省 タカタ

リコール情報検索

リコール届出情報一覧

自動車不具合情報ホットライン

不具合情報検索

国土交通省 0120-744-960
自動車局 審査・リコール課

リセット 検索

③「リコール情報検索」ボタンをクリックし、
検索画面で車名、型式、届出日等を入力し
「検索」ボタンをクリック

日本自動車整備振興会連合会

HOME サイトマップ ENGLISH

文字サイズ 小 中 大 サイト内検索

日整連の紹介 マイカー点検情報 自動車整備士資格情報 環境関連情報 整備事業関連情報 イベントキャンペーン

マイカーをお持ちの方向け

日整連の紹介 マイカー点検情報 自動車整備士資格情報 環境関連情報 整備事業関連情報 イベントキャンペーン

イベントの予定表はこちら

名称 &Ucar®契約（アンドユーカー契約）

OTHER SERVICE

自動車重量税等の減免について

次回自動車重量税額照会サービス

日整連チャンネルで動画の配信開始 YouTubeで公開中

リコール情報検索

特定技能評価試験 Specified skills evaluation test

自動車整備技能登録試験のご案内

スキャナツール活用事業場認定制度のご案内

有償運送許可のための研修会開催予定

環境家計簿

グッドオアシスキャンペーン

中小企業等経営強化法事業分野別経営力向上機関

自動車不具合情報ホットライン

お知らせ一覧 本サイトのご利用について 個人情報等の取り扱いについて Copyright © Japan Automobile Service Promotion Association.

②「リコール情報検索」ボタンをクリック

③メーカーを選択し、車体番号全桁を半角大文字で入力し、「検索する」ボタンをクリック

車両リコール状況確認

メーカーを選択し車台番号を入力してください

メーカー

車台番号 (半角大文字で入力してください)

例) ABC-1234567890

検索する

事故ゼロを目指して！大型車の車輪脱落事故防止キャンペーンを実施 ～大型車の車輪脱落事故防止対策に係る調査検討WGの検討結果を受けて～

大型車のホイール・ボルト折損等による車輪脱落事故が増加している状況を踏まえ、令和2年1月1日から令和3年2月28日まで実施される「大型車の車輪脱落事故防止キャンペーン」について、国土交通省より下記のとおりプレスリリースされましたのでお知らせします。

Press Release

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

令和2年10月30日
自動車局整備課

事故ゼロを目指して！大型車の車輪脱落事故防止キャンペーンを実施

～ 大型車の車輪脱落事故防止対策に係る調査検討WGの検討結果を受けて～

大型車のホイール・ボルト折損等による車輪脱落事故が増加している状況を踏まえ、令和2年11月1日から「大型車の車輪脱落事故防止キャンペーン」を実施します。

1. 令和元年度の大型車※の車輪脱落事故の発生状況（詳細は、別紙1参照）

※大型車とは、車両総重量8トン以上のトラック又は乗車定員30人以上のバス

- ・発生件数は112件（昨年比31件増加）
- ・冬期（10月～2月）に多く発生
- ・特に東北地区で多く発生
- ・車輪脱着作業後1ヶ月以内に多く発生
- ・タイヤ交換作業が集中する11月に交換した車両の事故が多い
- ・車輪脱落箇所は左後輪に集中

2. 大型車の車輪脱落事故防止キャンペーンの実施

国土交通省では、昨年12月に「大型車の車輪脱落事故防止対策に関する調査検討ワーキンググループ」（座長：交通安全環境研究所伊藤紳一郎副部長）を設置し、事故原因の徹底究明と効果的な事故防止対策の検討を行ってきたところ、令和2年10月16日に中間とりまとめ（別紙2）が決定されました。

国土交通省では、この中間とりまとめの決定を受けて、「令和2年度緊急対策（別紙3）」の早期かつ確実な実施を図るため、関係業界の協力のもと、「大型車の車輪脱落事故防止キャンペーン」を実施します。

【実施期間】令和2年11月1日～令和3年2月28日

【主な実施項目】

- ・運送事業者等に対する事故防止対策の周知・指導
- ・運送事業者による大型車の「ホイール・ナットの緩み」の総点検実施
- ・貨物運送事業者では、タイヤ交換時の作業管理表を使用した正しいタイヤ交換作業実施
- ・トラックのホイール・ナットへのマーキング等の活用を推進し、日常点検でのホイール・ナットの緩みの点検を重点的に実施

＜添付資料＞

別紙1 令和元年度大型車の車輪脱落事故発生状況
別紙2 大型車の車輪脱落事故防止対策の方向性「中間とりまとめ」の概要
別紙3 大型車の車輪脱落事故防止「令和2年度緊急対策」
参考 大型車の車輪脱落事故防止のための啓発用チラシ（（一社）日本自動車工業会作成）

＜問い合わせ先＞
自動車局 整備課 児島、川崎
代表:03-5253-8599（直通）、FAX:03-5253-1639



。。。。 タイヤ交換などホイール脱着時の不適切な取り扱いによる 車輪脱落事故が発生しています!

タイヤ交換作業にあたっては、車載の「取扱説明書」や本紙表面に記載の「車輪脱落を防ぐ4つのポイント」、下記の「その他、ホイールナット締め付け時の注意点」などを参考の上、正しい取り扱い(交換作業)をお願いします。

※ホイールナットの締め付けは、必ず「規定の締付けトルク」で行ってください。
※ホイール取付方法には、JIS方式とISO方式の2種類があります。それぞれ正しい取り扱い方法をご確認いただき、適切なタイヤ交換作業の実施をお願いします。

注意 ホイールナットの締め付け不足。アルミホイール、ステンレスホイールの取り扱いミス(締め付け、器具の誤組み)。

その他、ホイールナット締め付け時の注意点

ホイールボルト、ナットの潤滑について	ディスクホイール、ハブ、ホイールボルト、ナットの清掃について	
JIS方式 ホイールボルト、ナットのねじ部と座面部(球面部)にエンジンオイルなど指定の潤滑剤を薄く塗布します。	ディスクホイール取付面、ホイールナットあたり面、ハブ取付面(ISO方式では、ハブのめ合い部も)、ホイールボルト、ナットの頭やゴミ、泥、追加塗装などを取り除きます。	
ISO方式 ホイールボルト、ナットのねじ部と、ナットとワッシャーとの隙間間にエンジンオイルなど指定の潤滑剤を薄く塗布します。ナットの頭やゴミ、泥、追加塗装などを取り除きます。	ホイールナット締め付け時の注意点だよ!	
※ホイールの回転防止のため、ハブのはめ合い部(インロー側)にグリースを薄く塗布します。		
◎ ホイール締付け方式 ホイールの締付け方式には、球面座で締め付けるJIS方式と、平面座で締め付けるISO方式があります。また「排出ガス規制・新規制適合」大型車から、左輪・右ねじ(新JIS方式)を採用しました。		
ホイール締付け方式	ISO方式(8穴、10穴)	JIS方式(6穴、8穴)
ホイールサイズとボルト本数(PCD)	19.5インチ: 8本(PCD275mm) 22.5インチ: 10本(PCD335mm)	17.5(19.5の一部)インチ: 6本(PCD222.25mm) 19.5, 22.5インチ: 8本(PCD285mm)
ボルトサイズ ねじの方向	M22 左右輪:右ねじ(新JIS方式) 右輪:右ねじ 左輪:左ねじ(従来ISO方式)	前輪 M24(または20)後輪 M20, M30 右輪:右ねじ 左輪:左ねじ
ホイールナット使用ソケット	平面座(ワッシャー付き): 1種類 33mm(従来ISO方式の一部は32mm)	球面座・6種類 41mm/21mm
ダブルタイヤ	一つのナットで共締め	インナー、アウターナットそれぞれで締め付け
ホイールのセンタリング	ハブインロー	ホイール球面座
アルミホイールの覆き替え	ボルト交換	ボルトおよびナット交換
後輪ダブルタイヤの締付け構造		

詳しい情報は、日本自動車工業会HPをご覧ください。 http://www.jama.or.jp/truck-bus/wheel_fall_off/